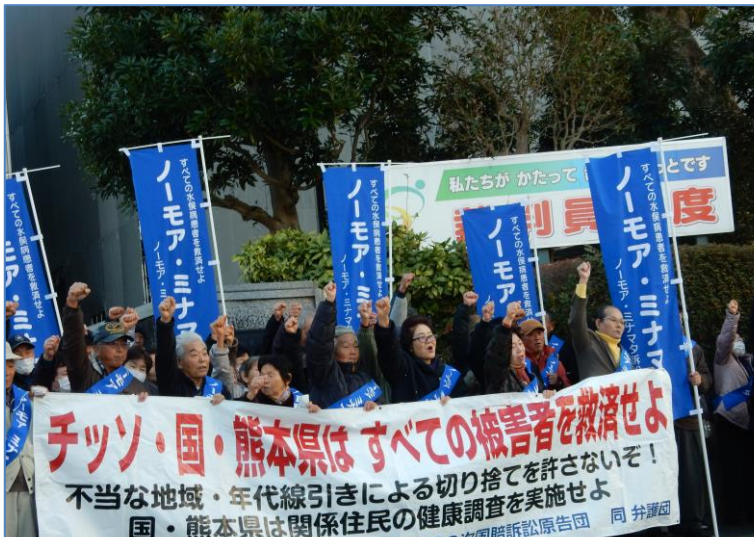


# ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第51号 発行日：令和2年3月6日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

## 高岡滋医師主尋問 実施される！！ ～熊本訴訟第31回口頭弁論期日～



令和2年1月29日、熊本地方裁判所で第31回口頭弁論期日が開かれ、水俣病の専門家である高岡滋医師の主尋問が行われました。

高岡医師は、長年にわたって水俣病の臨床研究に取り組んだ水俣病研究の第一人者であり、本訴訟における重要な証人の一人でもあります。重要な日を迎えた裁判所門前集会はいつにも増して熱気を帯びてい

ました（上写真・門前集会の様子）。高岡医師の主尋問では、原告らが水俣病であると診断できる根拠について、4名の原告側弁護士から質問がされ、高岡医師はそれぞれの質問に丁寧に答えてくれました。

はじめに、村山雅則弁護士からは、水俣病の症状に関する質問、水俣病と診断するにあたっての基準について質問がされ、被告が信用性を問題にしている共通診断書について「水俣病に詳しい医師らが作ったもので現段階では最高のもの」と信頼性が高いことを強調しました。そして、中島潤史弁護士からは、そのような基準のもと原告を水俣病と診断したことが信用できることについて、診断の手法に関する質問が行われ、高岡医師は身振り手振りを交えながら、詳細に答えてくれました。また、「遅発性」（メチル水銀曝露が終了あるいは大幅に軽減した後に水俣病の症状が現れたり悪化したりするもの）の考え方に関する守田英昭弁護士の質問、水俣病の症状が変動し得る「症状の変動」に関する中松洋樹弁護士の質問が実施され、高岡医師は、高度に専門的な内容であるにもかかわらず、メカニズムについて、わかりやすく解説をしました。3月23日は被告らによる反対尋問が実施されます。反対当事者である国・県・チッソの尋問に備えて、弁護団は着々と準備を進めています！！

### 証人(しょうにん)

→当事者(原告と被告)以外の人で、法廷で証言する人。

### 証人尋問(しょうにんじんもん)

→法廷で当事者・裁判所からの質問に証人が一問一答で答える形式の手続。証人尋問では、まずは証人申請をした方が質問し(これを主尋問と言います)、次に反対当事者が質問し(これを反対尋問と言います)、最後に裁判所が質問をします(これを補充尋問と言います)。

## 東京訴訟7陣提訴行われる

(民事42部第3回弁論)

1月27日、東京では第7陣4名の追加提訴が行われました。この提訴により原告数は86人になりました。新しく原告になった4人は、熊本県芦北町や鹿児島県出水市、長島町などに居住歴があり、現在は関東圏に住む人たちです。同日、分離された5・6陣の3回目の弁論も開かれました。(右写真・報告集会の様子)。



今回から新しく原告弁護団に加わった本間耕三弁護士は「魚介類を介したメチル水銀の曝露歴があり、四肢末梢優位の表在感覚障害または全身性表在感覚障害を認めるもののいずれかの診断基準を満たせば水俣病である」と認定すべきと主張しました。

#### 【今後の予定】

- 3月23日 熊本訴訟第32回弁論  
(高岡滋医師反対尋問)
- 4月13日 東京訴訟第21回弁論(1~4陣)
- 4月24日 近畿訴訟第21回弁論
- 6月19日 熊本訴訟第33回弁論  
(濱田陸三医師主尋問・反対尋問)

#### とある弁護団員のヒトリゴト

近頃、パソコンの調子が悪くなってきました。このニュース制作中にもデータが消えてしまいました。オススメのパソコンがあれば教えてください。さらにはマスクもございませんから困ったものです。

(熊本弁護団・石黒大貴)

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

(連絡先) ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団  
〒860-0041 熊本市中央区京町2丁目9番35号  
京寿ビル2階 熊本共同法律事務所内(担当 永野)  
電話 096-355-5376 FAX 096-355-5378  
HP <http://www.no-more-minamata.jp/>

